

# 横手市職員地区担当制度実施要領

平成17年10月1日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市職員の地区担当制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員地区担当制度の設置)

第2条 地区及び住民の実態を把握し、市政の円滑な運営に資するため、職員地区担当制度を設ける。

2 職員地区担当制度の地区区分は、市長が別にこれを定める。

3 地区区分ごとに当該地区に関する職務を担当する職員(以下「担当職員」という。)は、市長がその職務を命ずるものとする。

(担当職員の役割)

第3条 担当職員は、自己の職務に支障のない限り、横手市行政組織規則(平成17年横手市規則第3号。以下「行政組織規則」という。)の規定にかかわらず、おおむね次に掲げる職務を担当するものとする。

(1) 地区会議へ出席すること。

(2) 地区の実態を把握し、住民の要望を収集し、及び整理すること。

(3) 地区会議とともに、市政の課題及び問題点を把握し、その解決に最善を尽くすこと。

(4) 地区行事等に積極的に参加し、住民及び地区と市政を密接かつ着実に結び付ける補助的機能を果たすこと。

(運営)

第4条 地区担当制度に関する事務は、市長の命を受けて、地区担当チーフが統括する。

2 前条の職務の遂行に際しての指揮監督は、行政組織規則第13条の規定にかかわらず、それぞれの地区担当チーフが当たるものとする。ただし、時間外勤務及び出張については、横手市事務決裁規程(平成17年横手市訓令第1号)の定めるところによる。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。